

平成25年8月26日開催

## 厚生常任委員会資料【所管事務調査】

新クリーンセンターの整備について	・・・・・・・・	1
添付資料1 上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 入札説明書（案）		
添付資料2 上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 事業スケジュール（案）		

## 1 入札公告について

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）については「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定に準じて実施することとした。

このため、平成25年7月1日に「上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表し、平成25年7月31日には、PFI法第6条の規定に準じて、本事業を特定事業として選定し公表した。

本事業の実施事業者の募集にあたっては、本事業の整備計画にあたり定めた下記の5つの基本方針を基本理念とし、各種検討を行ってきた。今後は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2 第1項の規定に基づき総合評価一般競争入札に付するため、同法第167条の6第1項の規定ならびに上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）第146条の規定により公告する。

また、入札公告と同時に民間事業者の募集に係わる各種図書（表-1）を公表する。

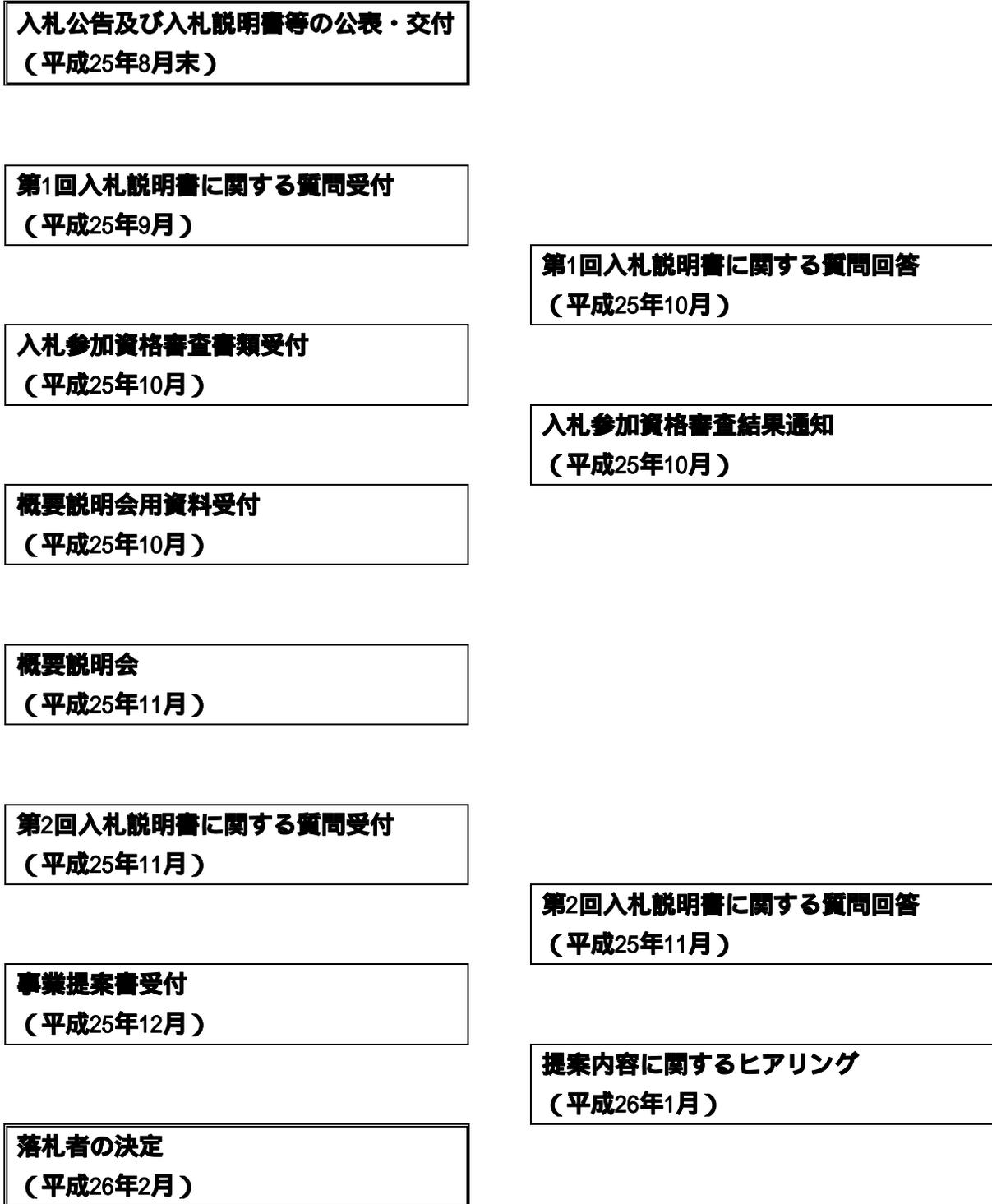
### 【本事業の整備計画にあたり定めた5つの基本方針】

安心、安全で安定した施設	周辺環境に調和した施設
環境保全に限りなく配慮した施設	経済性に優れた施設
エネルギーと資源の回収に優れた施設	

表-1 【入札公告と同時に公表する主な募集図書】（以下、「入札説明書等」という。）

図書名	主な記載内容
入札説明書	事業概要、事業者の業務範囲、リスク分担、根拠法令、事業期間、入札参加資格要件、モニタリングに関する事項、その他留意事項を記載。
要求水準書	民間事業者が事業を実施するにあたり、最低限確保しなければならない施設の性能や業務水準を規定する。「設計・建設業務」と「運営・維持管理業務」に関する要求水準書を作成する。
落札者決定基準書	応募した事業者の提案については、「入札参加資格」、「基礎審査（要求水準の達成）基準」が満たされていることを確認した上で、「技術提案内容」、「入札価格」の両面から総合的に評価する基準を作成する。
様式集	審査に関する市及び民間事業者の負担軽減及び書類の確認作業の効率性を図るため提案書作成に係る書式を指定する。
事業契約書（案）	事業契約書では、官民のリスク分担や権利・義務を規定するほか、民間事業者の設計・建設業務及び運営・維持管理業務が適切に実施されていない場合のペナルティを明確に定めておくことにより、民間事業者が実施する業務（サービス）の質を確保する。こうした仕組みづくりによって事業期間を通じた安心・安全で安定的な事業運営を実現する。

図【落札者の決定までのフロー（案）】



## 2 入札説明書について

入札説明書の主な記載内容を以下に示す。

### (1) 事業概要

項目	内容		
事業名	上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業		
事業実施場所	上越市東中島地内		
事業目的	<p>本事業は、一般廃棄物等を安定的かつ経済的に焼却処理するとともに、焼却廃熱を利用した発電による熱エネルギーの回収、焼却残渣の適正処分を行い、循環型社会の構築に適した処理システムの中核を担う施設の整備及び運営を行うことを目的とする。</p>		
事業方式	<p>施設の整備及び運営はD B O方式により実施する。</p> <p>落札者として決定された企業グループ（以下「落札者」という。）は、建設事業者として上越市廃棄物処理施設の設計・建設業務を行う。</p> <p>また、落札者は、特別目的会社[ S P C ]（運営事業者）を設立し、20年6ヶ月間の運営・維持管理期間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施する。（事業者：建設事業者及び運営事業者）</p>		
	契約形態	基本契約	落札者と相互に協力し、本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。
		建設工事請負契約	基本契約に基づいて、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。
		運営業務委託契約	基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。
事業期間	設計・建設期間	事業契約締結日から平成29年10月まで	
	運営・維持管理期間	平成29年10月から平成50年03月まで（20年6ヶ月間）	
施設概要	処理対象物	a 燃やせるごみ	e 動物の死骸
		b 燃やせないごみ破碎残渣	f 災害廃棄物
		c し尿し渣、し尿沈砂	g し尿汚泥
		d 下水道し渣	
	a～eには「上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」で定める市が処理する産業廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ）も含む。その他、非常時におけるf、gの2種類も本施設の処理対象物となる。		
	施設規模	170t/日（85t/日×2炉 1日当たり24時間）	
発電効率	循環型社会形成推進交付金制度における高効率ごみ発電施設の交付要綱に従い15.5%以上とする。		

## (2) 事業の対象となる業務範囲

項目		事業者	市
建設事業者	本施設の設計に関する業務	本施設の設計	用地の確保
		市が提示する調査結果以外に必要な事前調査	近隣同意の取得・近隣対応
		市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」）申請支援	本施設の交付金申請手続
		環境影響評価書（再評価）の支援	本施設の設計・建設モニタリング
		市が行うその他許認可申請支援	その他これらを実施する上で必要な業務
	本施設の建設に関する業務	仮設施設の建設	
		既設管理棟等の解体	
		本施設の建設	
		仮設施設の解体	
		建設工事に係る許認可申請等 試運転	
運営事業者	本施設の運営・維持管理に関する業務	受入業務	近隣対応
		運転管理業務	運営モニタリング
		維持管理業務	本施設への処理対象物の搬入
		環境管理業務	残渣運搬・最終処分業務（焼却主灰・焼却飛灰の安定化処理、残渣の保管、積込、計量までは事業者の業務範囲）
		防災管理業務	その他これらを実施する上で必要な業務
		情報管理業務	
		関連業務	

## (3) 入札参加資格要件

本事業に応募する応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施するものとし、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、上越市内に本社がある事業者を積極的に活用することを規定する。

## ア 応募者の構成等

	<p>応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。</p>
	<p>応募者は、本事業の設計・建設業務または運営・維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。</p>
	<p>応募者の構成員の中から「プラントの設計・建設を行う企業」のすべての要件を満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。</p>
	<p>構成員または協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。</p>
	<p>設計・建設業務では、入札公告時における最新の上越市建設工事入札参加資格者名簿及び建設工事格付一覧（以下（入札参加資格者名簿等」という。）に登載されている事業者のうち新潟県内に本店・本社があり、上越市内に営業所等がある事業者で格付け点数が1,300点（建築一式）以上の事業者を1社及び、入札参加資格者名簿等に登載されている事業者のうち上越市内に本社があり、格付け点数が900点（建築一式）以上の事業者1社以上を構成員または協力企業に含めること。</p> <p>「上越市内に営業所等がある事業者」とは、以下の要件をすべて満たすものとする。</p>
a	<p>契約締結などの権限を委任されている者が常駐し、実態的な営業活動を5年以上行っていること</p>
b	<p>営業所としている建物内において、明確に区分された事務室が設けられていること</p>
c	<p>営業する許可業種に対応する専任技術者が常駐していること</p>
d	<p>営業所に常勤する従業員が3人以上であること</p>
	<p>また、この項でいう「格付け点数」とは、入札参加資格者名簿等に記載されている「総合値」に上越市の「加算」を加えた「合計」をさす。</p>
	<p>構成員または協力企業は、他の応募者の構成員または協力企業となることはできない。</p>
	<p>構成員または協力企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員または協力企業となることはできない。</p>
	<p>同一応募者が複数の提案を行うことはできない。</p>

## イ 応募者等の参加資格要件（共通の参加資格要件）

次のいずれかに該当する者は、構成員及び協力企業となることはできないものとする。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
上越市の指名停止措置を受けている者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条または第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条または第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）またはその構成する者（暴力団の構成団体を構成する者を含む。）の統制の下にある者
本事業に係るアドバイザー業務に携わった企業、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 20 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、本事業に係るアドバイザー業務に携わった企業は次のとおりである。
八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
市が設置する本事業の事業者の選定に関する審査機関（以下「審査機関」という。）の委員が所属する企業
実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する審査機関の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

## ウ 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能であるものとする。

### (ア) 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設を行う企業は、構成員とし、以下の要件を全て満たすこと。

	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
	市の競争入札参加資格者名簿の清掃施設工事の登載者であること。
	以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の建設事業に関する契約実績を有すること。
a	1 炉当たり 85t/日以上かつ炉構成が 2 炉以上
b	発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」または「ストーカ式焼却 + 灰熔融方式」に限る）
c	平成 15 年度以降かつ入札公告の前日時点までに設計・建設業務についての契約が締結されている施設。
	建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

### (イ) 本施設の建築物等のうち土木部分以外（以下「建築部分」という。）の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等のうち建築部分の設計・建設を行う企業は、構成員または協力企業とすること。当該業務を複数の構成員または協力企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が以下の全ての要件を満たすこと。

	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所登録の有資格者であること。
	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
	市の競争入札参加資格者名簿の建築工事の登載者であること。
	建設業法における建築工事業に係る監理技術者として、一級建築施工管理技士または一級建築士の資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

### (ウ) 本施設の建築物等のうち土木部分の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等のうち土木部分の設計・建設を行う企業は、構成員または協力企業とすること。当該業務を複数の構成員または協力企業で実施する場合は、少なくとも1社が以下の全ての要件を満たすこと。

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する土木一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。
市の競争入札参加資格者名簿の土木工事の登載者であること。
建設業法における土木工事業に係わる監理技術者として、一級土木施工管理技士またはこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

### (エ) 運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件

運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する企業は、構成員または協力企業とし、以下に示す要件を満たすこととする。同一業務を複数の構成員または協力企業で実施する場合は、少なくとも1社は以下の要件を全て満たすこととする。

以下の要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第17号）第8条第1項に気定する一般廃棄物処理施設の運営・維持管理業務実績を元請（地方公共団体発注のPFI、DBO、長期包括運営委託事業のSPC（特別目的会社）から直接受託したものを含む）として締結した契約実績を有すること。
a 1炉当たり85t/日以上かつ炉構成が2炉以上
b 発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」または「ストーカ式焼却+灰溶融方式」に限る）
c 平成15年度以降かつ入札公告の前日時点までに運営・維持管理業務についての契約が締結されている施設。
廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、「ストーカ式焼却方式」または「ストーカ式焼却+灰溶融方式」で1炉当たり85t/日以上かつ炉構成が2炉以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る（ただし、灰溶融施設については1系列あたり90日間以上の連続運転実績は要件としない））の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を有すること。
本施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

#### (4) 参加資格の確認

参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。
落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、市は落札者決定を取り消す。この場合において、市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

#### (5) 落札者の決定

##### ア 審査機関の設置

応募者の審査は市が設置した審査機関において実施する。審査機関及び同機関を構成する委員は、次のとおりである。

委員長	栗原 英隆	公益社団法人全国都市清掃会議技術顧問
副委員長	清水 忠明	新潟大学工学部教授
委員	山口 直也	新潟大学経済学部准教授
委員	山縣 耕太郎	上越教育大学准教授
委員	山岸 行則	上越市副市長
委員	池上 治樹	上越市財務部長
委員	笹川 桂一	上越市自治・市民環境部長

なお、構成員または協力企業が、落札者決定前までに、審査機関の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とすることとする。

## イ 落札者の選定方法

落札者の選定に当たっては、市が設置する審査機関において評価・審査し、その結果を受けて、市が落札者を決定するものとし、落札者の選定手順は、以下に示す。

参加資格 審査	参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。	
事業提案 審査	基礎審査	参加資格審査を合格した資格審査通過者から提出された提案内容が、市の要求する水準を満足するものであることについて確認を行う。確認された資格審査通過者のみが、次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むことができる。
	非価格要素 審査	基礎審査において市の要求する要件を満たした応募者を対象として、表-3【非価格審査項目(案)】の評価の視点に基づき審査し、非価格要素審査点を決定する。
	価格審査	予定価格を超過しない応募者の入札価格について、定めた算定式により価格審査点を算出する。

## (6) 審査項目の配点

### ア 配点の割合とその算定方式

本事業は、事業者選定を総合評価一般競争入札によるものとしており、これは、価格のみの競争ではなく事業提案を含め総合的に評価し、事業者を選定するとの方針からである。以上のことから、各審査への配点割合及びその算定式の設定にあたっては、先進事例等を確認し、シミュレーションを行った結果、表-2【非価格審査項目及び価格審査項目の配点割合及びその算定式(案)】に示すとおり設定した。

表-2【非価格審査項目及び価格審査項目の配点割合及びその算定式(案)】

項目	配点	算定式
非価格 審査	各項目 審査	A 特に優れる提案 配点 × 1.0
		B AとBの間 配点 × 0.75
		C 優れた提案 配点 × 0.5
		D CとEの間 配点 × 0.25
		E 要求水準を満たす程度 配点 × 0.0
全体	600	非価格審査項目得点(配点1,000点) × 0.6
価格審査	400	400 × 最低入札価格 / 当該入札価格
<b>価格過当競争防止対策</b>		
<p>価格審査にあたっては、定量制限価格を設定する。定量制限価格以下で入札を行っても失格とはならないが、定量制限価格以下の入札価格の場合の価格審査点は満点とする。</p> <p>また、定量制限価格以下の入札があった場合には、価格審査の算定式の「最低入札価格」には「定量制限価格」を置換えるものとする。</p>		

## イ 非価格審査項目

表-3【非価格審査項目(案)】 重点的に配慮が必要とした項目

	基本方針	項目	
安心、安全で安定した施設		事業実施体制	事業実施体制
		事業経営計画	財務の健全性
		プラント設備計画	プラントの信頼性 機器配置計画
		土木・建築計画	全体配置計画 建築各種計画
		施工計画	工事施工中の対応
		運転管理	受入・受付・搬入物管理 運転計画
		運営・維持管理	運営・維持管理体制 合理的な維持管理・補修計画 運営・維持管理業務期間満了時の計画 運営・維持管理の品質向上
環境保全に限りなく配慮した施設		リスク管理	本事業全体のリスクと対応策 プラント設備、土木・建築設備における緊急時対策 災害時等の対策と復旧計画
		運転・測定管理	作業環境の保全
			公害防止対応 処理生成物の対策
エネルギーと資源の回収に優れた施設	地球温暖化対策・エネルギー有効利用	エネルギー回収効率の向上	
周辺環境に調和した施設	外観デザイン企画	周辺環境との調和	
地域貢献 等		地域貢献	地元企業への発注 運営・維持管理における地元採用 地域への貢献・市との連携
		環境学習	見学・学習機能の充実
		独自の提案	独自の提案

## ウ 総合評価及び落札者の決定

市が設置する審査機関は、非価格審査点と価格審査点から落札者決定基準に定める総合評価式により優秀提案を選定し、その結果に基づき市が落札者を決定する。

### (7) 本事業の運営に関する提示条件

#### ア 特別目的会社の設立

落札者決定後に落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならないものとする。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならないものとし、構成員以外のものは特別目的会社へ出資をすることができないものとする。

運営事業者の本店所在地は上越市内としなければならない。
応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。
運営事業者の定款において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。
運営事業者の株主は、市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保の設定その他の処分を行わないこと。

### (8) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、市が支払う「設計・建設業務に係る対価（以下、「施設整備費」）という。」及び「運営・維持管理業務に係る対価（以下、「運営業務委託費」）という。」とする。施設整備費は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払い限度額を設定し、この限度額のうちで支払うものとする。また、建設事業者は前払金、部分払及び中間前払について上越市財務規則に準じて請求できるものとする。

また、運営業務委託費の支払いについては、運営期間中の業務実施状況の確認等、市が実施する、運営モニタリングの結果を踏まえ、運営事業者に対して運営業務委託費を支払うものとする。なお、運営モニタリングの結果、事業契約書、要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、運営委託費を減額して支払う場合があるものとする。

表【事業者の収入】

種 類	内 容
設計・建設業務に係る対価 （施設整備費）	市は、本施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を建設業者に支払う。
運営・維持管理業務に係る対価 （運営委託費）	市は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営業者に支払う。

表【対価の支払いの対象となる業務及びその費用の構成】

業務	施設整備費および 運営業務委託費	対象となる費用等	
設計・建設 業務	<b>施設整備費</b> 設計・建設業務に対して支払う 対価	設計・建設業務を行う上で必要となるすべての 費用	
運営・維持 管理業務	<b>運営固定費（運営委託費）</b>  処理対象物の量の多寡に関係な く支払う対価  算出方法 = 運転経費 + 維持管理費 + 人件 費 + その他経費	運転経費	光熱水費の基本料金等
		維持管理費	法定点検・定期点検等の保守管 理費 補修工事、更新工事及び保全工 事等の修繕工事費用
		人件費	全人件費
		その他経費	保険料、公租公課及びSPC運 営費用（人件費、監査費用等） ・SPC利益を含む ・登録免許税等の運営準備費含む
		<b>運営変動費（運営委託費）</b>  処理対象物の量に応じて支払う 対価  算出方法 = 処理対象物量 × 変動費単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費、燃料費、薬剤費、消耗品費等、処 理対象物量の増減に応じて比例的に増減す る費用。</li> <li>・年間変動費を計画ごみ処理量で除すことによ り、変動費単価を提案させることとする。</li> <li>・SPCの利益は含まない。</li> </ul>

## ア 運営委託費の改定

ごみ量変動及び物価変動の影響を以下のような方法により運営業務委託費に反映させるものとする。また、実績ごみ質が計画ごみ質を大きく逸脱したことにより、事業者の提案した運営変動費単価が実態に整合しないと市が認めた場合には、この運営変動費単価の改定について市と事業者で協議を行うものとする。

項目	内容
ごみ量変動	<p>処理対象物の処理実績量と事業者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させる。</p> <p>算出式  <math display="block">\text{運営変動費（円）} = \text{実績処理対象物量（t）} \times \text{変動費単価（円/t）}</math> </p>
物価変動	<p>運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させる。表-4【物価変動に基づく改定に用いる指標（案）】</p>

表-4【物価変動に基づく改定に用いる指標（案）】

構成	構成内容 / 改定の対象	使用する指標
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数 / 電力・都市ガス・水道」(日本銀行調査統計局)
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数 / 一般機器」(日本銀行調査統計局)
	人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数(現金給与総額) / 調査産業計」(厚生労働省)
	その他経費	「企業向けサービス価格指数 / 総平均」(日本銀行調査統計局)
運営変動費	変動費単価	「消費者物価指数 / 財・サービス分類指数(全国) / サービス」(総務省統計局)

#### (9) 設計・建設業務における市内発注額の未達成による減額

ごみ処理施設は、「廃棄物」を安心・安全な方法で、安定的に適正処理する事が最大の目標であり、このごみ処理施設の整備などにあたっては、国土交通省分類でも「清掃施設工事業」として独立した業種と規定されている許可が必要であり、これは、単に機器、配管、電気等をつなげて造る装置ではなく、焼却炉を中心に相互に関連性を持ったトータルシステムとしての考えに基づいたものであり、このような特殊施設であることから、施設の整備にあたっては、計画する施設規模と同等、若しくはそれ以上の規模で、且つ発電を行う施設の整備実績がある信頼できる事業者を選定する必要があり、施設の運営についても、同規模・同様種類の施設の運営実績を持つ事業者に担わせる必要がある。

しかし、このような特殊な要件の中であっても、市は地元経済の振興がはかれる事業となるよう配慮が必要であると考えている。

また、事業者選定のための「落札者決定基準」では、配慮が必要な重要項目としており、その配点についても先進事例と比較し、大きなものとなっている。

以上のことから、応募者から提案される設計・建設業務における計画市内発注額について、その提案が達成されなかった場合には、建設事業者に支払う施設整備費を減額して支払う等、建設事業者にはペナルティを科すこととする。

#### (10) 運営モニタリング及び運営委託費の減額について

市は、本事業の運営・維持管理業務について、要求水準書及び事業者が作成した事業提案書並びに運営マニュアル(以下「要求水準書等」という)に基づいて適正かつ確実な運営業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、モニタリング(監視、測定、評価)する。このモニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、または達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営費の減額等の措置を行うものとする。

## ア モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で市が随時のモニタリング等を行うこととする。

## イ 運営委託費の減額について

運営委託費の減額措置について以下に示す。

表【減額等の種類（案）】

項目	内容	減額等
運転停止型減額措置	運営事業者の義務の不履行を原因とする以下のもの	その重要度に応じ、減額する。
	異常事態の発生 計画外の運転停止または性能要件未達成による施設の停止（市の指示により停止したものを含む）	
運転継続型減額措置	運転を継続できるが、要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断されたもの	その重要度に応じ、減額ポイントを付す。
軽微な要改善事項	改善が必要なもののうち軽微なもの	運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決されるようであれば、減額若しくは減額ポイントは付さない
余剰電力量提案の未達成	実績余剰電力量が、入札時に事業者が提案した量よりも減少していた場合	達成されなかった割合に応じ、運営委託費を減額する等
市内発注額の未達成	提案された計画市内発注額について、提案が達成されなかった場合	達成されなかった額に応じ、運営委託費を減額する等

また、運転停止型減額措置の場合は、ただちに運営委託費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、問題に対する適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであり、軽微な問題については、運営事業者自らが改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましいと考えている。そのため、市と運営事業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築が重要であると考えている。

### （ア） 運転停止型減額措置

運転停止が発生した場合は、表【施設停止からの復旧手順（案）】に示す手順により、復旧を図るものとし、減額の算定方法等は、表【運転継続型減額措置（案）】に示す。

表【施設停止からの復旧手順（案）】

市と運営事業者は、復旧手続きを次に掲げる手順で行い、施設の復旧に努めるものとする。	
	運営事業者による当該施設が異常事態に至った原因と責任の究明
	運営事業者による当該施設の復旧計画の提案及び発注者による承諾
	運営事業者による当該施設の改善作業への着手
	市による当該施設の改善作業の完了確認
	運営事業者による復旧のための試運転の開始
	市による当該施設の運転データの確認
	当該施設の運転再開

表【運転停止型減額措置の減額算定方法（案）】

減額算定方法 $(減額) = (1日当たりの運営固定費：円/日) \times (日数：日) \times (減額率：\%)$  「1日当たりの運営固定費：円/日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。		
	状態	減額率
減額率	a 処理対象物受入可能	25%
	b 処理対象物受入不能（1日間から30日間）	50%
	c 処理対象物受入不能（30日間を超える場合）	100%（支払停止）

### （イ）モニタリング手法について

運転継続型減額措置は、ただちに運営委託費を減額する運転停止型減額措置とは異なり、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものである。そのため、まず市と運営事業者はモニタリング手法を以下の手続に基づき合意により確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

表【モニタリング手法（案）】

	内 容
	運営事業者の事業提案書に基づき、運営業務の仕様・水準を確定する。
	運営事業者は品質管理を行うものとし、「運営マニュアル」を作成し、自己監査（セルフモニタリング）を行う。
	運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、市のモニタリング方針を踏まえた上で市と協議を行い、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用する。
	運営事業者は、セルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営・維持管理業務の履行状況等を確認し、事業契約書に定める各種報告書及び監査済み財務書類をそれぞれの提出期日までに市へ提出する。

内 容	
	市は、運営事業者が提出する各種報告書の内容が、要求水準書等を満たしているか確認し、受領後速やかに月の業務状況につき運営事業者に通知する。(定期モニタリング)
	市は、定期報告書による確認とは別に、必要に応じ随時モニタリングを実施するものとする。(随時モニタリング)
	市は、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、必要に応じ周辺環境モニタリングを実施するものとする。(周辺環境モニタリング)
	運営事業者は、財務書類(会社法第435条第2項に規定する計算書類)を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告等を市に提出するものとする。(財務状況モニタリング)

### (ウ) 減額の方法

定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないと市が判断した場合に改善措置が必要となる事項の例は、表【運転継続型減額措置が必要となる事項の例】に示すものとし、付した減額ポイントは、毎月集計し、そのポイント数に応じた減額に係る減額の方法は、表【減額ポイントによる減額の算出(案)】に示す。

表【運転継続型減額措置が必要となる事項の例】

項目	減額ポイント	内 容
水準1	10ポイント	災害時の対策不良
		安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生
		処理生成物の基準未達
		故意による業務放棄
		業務の未実施
		運営報告書の虚偽記載
水準2	1ポイント	情報公開設備(掲示機器等)の不具合による履行水準の未達
		見学者対応設備の不備
		日常清掃、除草状況の履行水準の未達
		諸室清掃状況の履行水準の未達
その他	5ポイント	上記の改善計画書に不備があり、再提出が必要な場合
(水準1):本施設の運営にあたって明らかに支障がある場合		
(水準2):本施設の運営にあたって利便性を欠く場合		

表【運転継続型減額措置の減額ポイントによる減額の算出（案）】

項目	内容	
減額率 (最大 100%)	累積ポイント数	減額率
	0 から 9 ポイント	減額なし
	10 ポイント以上	累計ポイント×1 (%/ポイント)
減額の算定方法	$(1 \text{ 日当たりの運営固定費：円/日}) \times (\text{違反日数：日}) \times (\text{減額率：}\%)$  「1日当たりの運営固定費：円/日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額とする。	

### (エ) 余剰電力量提案の未達成による減額

本事業では、ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、本施設内での利用を行うとともに、余剰電力を電力会社へ売却するものとしている。この売電収入は市に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行うことを規定するものとする。また、事業者選定のための「落札者決定基準」では、配慮が必要な重要項目としており、その配点についても他と比較し、大きなものとなっている。以上のことから、応募者からの提案される売電が可能となる余剰電力量については、その提案が達成されなかった場合には、運営事業者にペナルティを科すこととする。

### (オ) 市内発注額の未達成による減額

応募者からの提案される計画市内発注額について、その提案が達成されなかった場合には、運営事業者にペナルティを科すこととする。

## (11) 財務モニタリング

### ア 運営事業者（特別目的会社（SPC））の財務状況確認

運営事業者には、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告等を市に提出することを求めるものとする。

### (12) 想定されるリスクの分担

本事業におけるリスク分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、市がリスクを負うこととする。

市と事業者のリスク分担の詳細は、事業契約書（案）において定めるものとする。

### (13) 契約の概要

入札説明書等、事業者の提案内容及び市が入札に当たって予め提示する事業契約書（案）に基づきそれぞれの対象者と仮契約を締結する。仮契約の締結に向けて市と落札者は契約内容に関する確認を行い、市と事業者が締結した仮契約は市議会の議決を経て正式な事業契約となる。各々の契約についての対象者・締結時期は以下のとおりである。

契約等	対象者	締結時期
基本協定	落札者	落札者決定後すみやかに
基本契約	落札者及び落札者が設立する 運営事業者（特別目的会社）	契約：平成 26 年 6 月頃
建設工事 請負契約	建設請負事業者	
運営業務 委託契約	運営事業者（特別目的会社）	

## 3 入札公告に関するその他添付書類

### (1) 要求水準書

民間事業者が事業を実施するにあたり、最低限確保しなければならない施設の性能や業務水準を規定する。「設計・建設業務」と「運営・業務維持管理」に関する要求水準書を作成する。

### (2) 落札者決定基準書

応募した事業者の提案については、「入札参加資格」、「基礎審査（要求水準の達成）基準」が満たされていることを確認した上で、「技術提案内容」、「入札価格」の両面から総合的に評価する基準書を作成する。技術提案の評価基準には、評価の視点、配点をつける。

### (3) 様式集

当市及び民間事業者の負担軽減のため提案書作成に係る書式の指定を行う。

### (4) 事業契約書（案）

事業契約書では、官民のリスク分担や権利・義務を規定するほか、民間事業者の設計・建設業務及び運営・維持管理業務が適切に実施されていない場合のペナルティを明確に定めておくことにより、民間事業者が実施する業務（サービス）の質を確保する。こうした仕組みづくりによって事業期間を通じた安心・安全で安定的な事業運営を実現する。

#### 4 今後のスケジュールについて

内 容	日 程
実施方針等の公表	平成25年 7月 1日（月）
実施方針等に関する質問・意見の受付期限	平成25年 7月12日（金）
上記質問への回答	平成25年 7月26日（金）
特定事業の選定・公表	平成25年 7月31日（火）
入札公告及び入札説明書等の公表・交付	平成25年 8月末
第1回入札説明書等に関する質問受付期限	平成25年 9月
第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成25年 9月
入札参加資格審査書類受付・審査	平成25年 10月
概要説明会	平成25年 11月
第2回入札説明書等に関する質問受付期限	平成25年 11月
第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	平成25年 11月
事業提案書の受付	平成25年 12月
落札者決定及び公表	平成26年 2月
基本協定締結	平成26年 3月
事業契約仮契約締結	平成26年 5月
事業契約本契約	平成26年 6月

##### （1）入札参加資格審査書の受付・審査（平成25年10月）

事業提案書を受け付けることに先立ち、応募しようとする民間事業者が、本市が入札説明書で規定した入札参加資格要件を満足する事業者であるかの審査を行う。

##### （2）事業提案書の受付・審査（平成25年12月～）

応募者から受け付けた事業提案書については、入札公告と同時に予め公表していた落札者決定基準書に規定している審査方法に従って、市が設置する審査機関が審査し、優秀提案を選定する。

##### （3）落札者決定（平成26年2月）

優秀提案の選定結果を受けて、落札者を決定する。

##### （4）基本協定締結（平成26年3月頃）

市と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

##### （5）事業契約仮契約締結（平成26年5月）

上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）第140条の規定により、議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、落札者に対し、「仮契約」に関する書類を作成し、契約の相手方と相互に交換するものとされている。

本事業については、落札者との間で本事業に係る仮基本契約を締結する。

**(6) 事業契約に関する議会の議決** (上越市条例第 69 号、PFI 法第 9 条 平成 26 年 6 月)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号、上越市条例第 69 号(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 46 年 4 月 29 日))の規定により、事業契約にあたっては、議会の議決を受けるものとする。

また、PFI 法でも、地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならないとされている。

**(7) 事業契約締結(平成 26 年 6 月)**

議会の議決を経て事業者との事業契約を締結する。